

平成 22 年 6 月 18 日

栗山町議会議長 橋 場 利 勝 様

議会運営委員会
委員長 伊 達 佐 重

所管事務調査中間報告書

平成 22 年第 4 回栗山町議会定例会において決定した所管事務調査について
会議規則第 47 条第 2 項の規定に基づき、中間報告をいたします。

記

1. 調査事項 議会活性化について

2. これまでの調査日程

調 査 年月日	ところ	出欠 状況	内 容	結果	摘要
22.2.2	委員会室	6	栗山町第 5 次総合計画について（総合計画の策定と運用に関する条例策定委員会の設置）	継続	
	第 1 会議室	6	総合計画の見直しに係る意見交換会（一般会議） 専門的知見の活用（北海学園大学法学部教授 神原勝氏）		
22.2.8	委員会室	4	・委員長互選 ・委員会の運営方法について ・条例策定委員会案の作成（骨子）	〃	小委員会
22.2.24	〃	4	検討事項の協議及び専門的知見の活用（北海学園大学法学部教授 神原勝氏）	〃	〃
22.3.2	〃	4	検討事項の協議及び専門的知見の活用（北海学園大学法学部教授 神原勝氏）	〃	〃
22.3.24	〃	4	行政側との意見交換会（栗山町議会基本条例第 14 条第 2 項に基づく一般会議）	〃	〃
22.4.7	〃	4	行政側との意見交換会（栗山町議会基本条例第 14 条第 2 項に基づく一般会議）	〃	〃

22.4.20	〃	4	行政側との意見交換会（栗山町議会基本条例第14条第2項に基づく一般会議）	〃	〃
22.5.14	〃	3	前総合計画審議会答申策定委員との意見交換会（栗山町議会基本条例第14条第2項に基づく一般会議）	〃	〃
22.5.24	第1会議室	4	前総合計画審議会委員との意見交換会（栗山町議会基本条例第14条第2項に基づく一般会議）	〃	〃
22.6.3	委員会室	4	行政側との意見交換会（栗山町議会基本条例第14条第2項に基づく一般会議）	〃	〃
			検討事項の協議及び報告まとめ	〃	〃
22.6.14	〃	6	栗山町第5次総合計画について（総合計画の策定と運用に関する条例案）	中間報告まとめ	

3. 調査の内容

2008年4月よりスタートした第5次総合計画を策定の折、町民の皆さんと議会が議論し、町の将来がどうあるべきか検討して、その際3年後の見直しにあたっては同様に住民参加で総点検することを確認している。（別紙 2008年2月20日 第2回定例会議案第12号 栗山町新総合計画基本構想及び基本計画の設定について 意見）

また、国においては地域主権改革の関連3法案が審議されており、その焦点の一つに国が自治体の業務を全国一律に縛る「義務付け・枠付け」の見直しがある。この義務付けの見直しの中には「総合計画基本構想策定義務」の廃止も盛り込まれている。

義務付け・枠付けから除かれることは、今後、自立自治体としては総合計画等は自らの条例によるものとの解釈があることは当然だ。

昨年11月、全員協議会においてこの総合計画条例策定に関し、議員全員の合意を得たことを踏まえ、栗山町議会からの政策提言と位置付け、議会運営委員会において総合計画の策定と運用に関する条例策定委員会の設置を決めた。

その後、専門的知見の活用、前総合計画審議会委員、行政との意見交換会を交えながら、総合計画に議会がどのように関与するか調査を進める中で総合計画の策定と運用に関する条例（案）についても調査を進めた。

資料の主なるものは、別紙の通りである。

4. 今後の課題

地方自治の進展と自主自律が求められ人口減少社会が極めて深刻化。町の将

来像を見据えた総合計画にあたり、その手続きにおける住民、議会、首長、職員の係わりについて明確に規定する条例が必要である。重要な町の柱を決める条例には町民との議論が必要である。

また、執行部職員の意識向上をいかに図るかが「活ける」条例化のポイントとなる。よって、議会として説明責任を果たすためにも議会報告会の開催を協議していく。

なお、この条例は次の定例会までに成案としたい。

別紙

議案第 12 号 栗山町新総合計画基本構想及び

基本計画の設定について 意見

地方分権が推進される中で、住民参加・協働は重要な課題となることは言うまでもない。7年間の計画で策定された本計画の見直し（3年後）にあたっても、同様に住民参加で総点検し、議会との協議を求める。

また、本計画の進行管理については施策・主要事業に係る評価、改善のしくみから予算編成までが連動した政策実行サイクルの確立を求める。

なお、計画の変更（予算額を含め）はすみやかに議会に報告され、変更議決については他の計画（過疎計画等）を参考に今後協議し、決定するものとする。